

第2回 芦屋市地域自立支援協議会 会議録

日 時	平成21年12月16日(水) 13:30~15:30
会 場	市役所分庁舎2階大会議室
出 席 者	<p>会 長 堺 執</p> <p>副会長 加納多恵子</p> <p>委 員 野津 大路</p> <p>平田きよえ</p> <p>久保田あずさ</p> <p>谷岡 善裕</p> <p>久保崎 進</p> <p>朝倉 己作</p> <p>木村 嘉孝</p> <p>豊田徳治郎</p> <p>津田 和輝</p> <p>永岡 英子</p> <p>中野美智子</p> <p>丸谷美也子</p> <p>築山 彩子</p> <p>福田 晶子</p> <p>磯森 健二</p> <p>欠 席 伊田 義信</p> <p>オブザーバー</p> <p>神田 信治</p> <p>三谷 百香</p> <p>行政関係者</p> <p>地域福祉課長 藤原 礼子</p> <p>高年福祉課主査 細井 洋海</p> <p>学校教育課課長補佐 瀬山久美子</p> <p>事務局 障害福祉課長 余吾 康幸</p> <p>障害福祉課主幹 川原 智夏</p> <p>障害福祉課主査 篠原 隆志</p> <p>障害福祉課 米田ヒロ子</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

議事

- (1) 障がいへの理解を深めるための普及啓発冊子（原案）について
- (2) 相談支援事業所より現状と課題報告
- (3) （仮称）芦屋市地域福祉推進協議会について
- (4) （仮称）芦屋市福祉センターでの相談機能について

<会長挨拶>

12月8日に閣議決定され、総合福祉法制定に向かって障がい者制度改革推進本部が立ち上がった。内閣総理大臣が本部長、内閣府が事務局となっている。これは厚労省だけでなく他の省庁一丸で取り組むのだという姿勢の表れであり大きな意味を持っている。

新法律が出来るには時間がかかるが今後を注目したい。

本日の地域自立支援協議会は有意義な会議となるよう各委員議事を進めていただきたい。

議事に入ります。啓発冊子の作成について事務局説明をしてください。

<事務局>

啓発冊子の作成については、これまで8回のワーキングチームを開催し原案を作成した。

本日の会議でいただいたご意見をもとに修正し3月末の完成を予定している。

冊子は7,000部作成するが、こどもに見てもらいたいので4,000部は小中学校、その他はワーキングチームからでてきた意見をもとに配布する。配布時には適切な活用がなされるように文章をつけて依頼したい。冊子概要説明。

<会長>

委員の皆さんご苦勞様でした。字句の修正等はあとにしてどのように配布するか、どのように活用するかに重点を置いて協議したい。教育委員会ではどのような活用方法を考えておられるのか考えを聞きたい。

<教委>

学校教育課から2名がワーキングチームに参加している。冊子の活用方法について課内で協議した。冊子を配るだけでは子どもは見ないので、具体的な活用方法について、教育委員会から現場の先生や管理者に啓発する必要があると考えている。冊子は未完成な状態だが、来年1月に開催される校長会で周知を図る。また、現場の先生に授業に組み入れ活用してもらうため、人権教育、道徳教育担当者会にて冊子を示し、具体的な活用方法を提案していきたい。障がいのことは、幅が広くすべてを網羅した指導は出来ないが、自分たちの生活の中で気づいたこと、取り上げたいことを担任が冊子を活用して指導してもらえるよう啓発していくことを確認した。

<会長>

どうぞよろしく申し上げます。表紙には、こどもたちのポスターが掲載されており愛着を感じるものとなっている。それでは部分修正も含めご意見をいただきたい。

<豊田委員>

冊子は最初の入り方が大事。障がいのある人がどれ位おられるかを最初に持ってきた方が良い。順序としていろんな人を挙げるなら障がい者は最初にもってくるべき。障がいのある人が最後になっては一番少ないとの印象を与える。

<事務局>

学校で使う場合、いきなり障がいの方から入るよりお年寄りや子育ての人など馴染みのある人から入って各論へと進むほうが良いと考えた。今いただいたご意見については検討します。

<会長>

どちらの方がインパクトがあるか、大切な提案でしたので修正可能ならお願いします。

<永岡委員>

冊子は、一番大切にしなければならないことは何なのかを分かってもらうためのもの。障がいをもった人の人権を議論したうえで言葉として明記する必要がある。人権の裏側には必ず差別がある。障がいの状況を知ってもらいたい理解して欲しいということ以上に、生きていく手立てや、このように接してもらいたいというものを、冊子の中に差別意識を含めた人権について明記してもらいたい。

<会長>

永岡委員の意見は大事なことで、くらしの手立てについては後の議題の中の地域福祉推進協議会にもあがってくる。この冊子の中にどう織り込むかは本質の問題で小学校のこどもにどうインパクトを与えるかは大きなテーマである。人権を具体的に噛み砕いて押さえなければ、活字だけでは理解が違う方向に行ってしまう可能性がある。むしろ、学校の先生がツールとして活用し、事例を踏まえどう教えていくかにかかる。

<事務局>

学校の中で活用するということで人権は最初に出たが、小学生に分かりやすいものと考えた場合、導入部分に盛り込むのは難しすぎるとの意見がでた。導入部分に入れるなら、具体的にどういう文言にするのかを検討しなければならない。

<会長>

永岡委員の示唆をうけて、この後の議題にあがっている地域推進協議会の中で少し時間をとりたい。文言の検討には時間がかかるので一旦おきたい。

<久保田委員>

ワーキングチームのメンバーです。当初、冊子の完成は秋に予定されていたが、配るだけでは活用されないので人権の学習の中で取り上げられるように使用ということでスケジュールをのぼし、人権学習で取り上げるにはどういう内容が良いかの視点ではじめた。

<会長>

先生方の代表が出られた中で議論がされた経過があったことはご承知していただきたい。他に何かありませんか。

<谷岡委員>

内容が少し難しく小学生レベルで分かるのかなと思った。たとえば「クロックポジション」とか「ペースメーカー」は、障がいということ認識した上のものではないか。分かってもらいたい反面、ある程度知った上のものかと思う。専門用語が多いので用語の説明がある。私の子どもが内臓の障がいをオープンにしたとき、いじめの対象になり不登校となった。そういうものが障がいだという認識をもってやるのは良いが、子供たちが理解しないといじめの対象になってしまう。こういうものはとても良いことで、内容も良く検討されていると思うが、両刃の剣であるということをお自身が実際にこどもから感じたことである。

<会長>

谷岡委員のご意見から、学校の先生だけにというのではないが、たとえば乗り物内で携帯電話を使用される方もあるが、こういう機会にペースメーカーを入れている人への社会的な勉強をするチャンスととらえれば、両刃の剣ではあってもキチンと教えることで解決できる。難しさを踏まえてPR冊子として活用願いたい。

<谷岡委員>

子どもは差別どころがなくとも人をいじめたりするものだが、私が子どもの頃の同和教育では突出した人のように教育を受けた。実体験である問題を教えられたとき、なぜそれが発生したのかに興味をもったが、背景には幼稚園の頃から父親に差別がもつ問題点について教えられたことが影響している。そういう中で感じたことは、冊子の中にでてくる人たちも普通の人であるということを徹底教育しておかなければならない。突出している人のように聞こえるというのが私の感想である。障がい者ひとり一人が一人の個人であり、みんなと変わらないということの根付けがある。まず底辺作りをしていかなければならない。

<会長>

もっとも大事なことの指摘があった。根底に流れている理念をどう伝えるかについて示唆を受けました。時間の都合で次に進みますが、まだ完全に出来上がったものではありませんので修正できるところはしていきます。意見のある方は事務局か私にお願いします。

それでは相談支援事業所より現状と課題について報告をしていただきます。ハートフル福祉公社さんからお願いします。

<ハートフル福祉公社相談支援事業>

前回に挙げた課題7点について、振り返りと評価及び困難事例の現状報告をします。

1 相談者が気軽に相談できる受け入れ体制の構築について

広報啓発活動としてリーフレットを作成し関係機関に配布した。何らかの取り組みをしたとしてC評価。

2 ニーズを潜在化させないための取り組みについて

身体障害者相談員との連絡会の実施、民生児童委員障害者部会への参加によりC評価。

3 権利擁護のための早期発見、早期対応、見守り体制の充実について

民生児童委員、高齢者生活支援センターとの顔合わせにより今後の連携に繋げるとして、継続協議中のB評価。

4 身体障がい分野の社会資源等の開発の働きかけについて

具体的には行えていないため未実施のA評価。

5 訪問系サービス事業所、ヘルパー不足に対する問題提起について

登録事業所にヒアリングを実施。今後は連絡会を開催する予定でC評価。

6 障がい者相談支援事業間の情報共有システムの構築について

事業所連絡会のあり方を検討中でB評価。

7 事業所連絡会の充実について

事業所連絡会のあり方について審議・検討中でB評価。

次に、以前に発表をした困難事例について経過報告をします。

障がいのある兄弟と認知症の母親のケースで権利擁護の観点から、母親の保佐人を中心に関

係機関が協議のうえ自宅を売却し兄弟は市内で引越をしました。引越に際し地区の民生委員の協力が得られたことで現在までトラブルは起きていません。このケースは複合支援事例として相談支援事業所では抱えきれない部分を関係機関と連携し、さらに不動産屋担当者のインフォーマルなサービスも加わり自立に向けた支援ができました。今後の課題としては、市内の13訪問介護事業所の中、精神障がいヘルプ業務をしている事業所が3箇所しかなくヘルパー不足が生じている。新規事業所の開拓や研修の実施等マンパワーの確保への取り組みが急務と感じています。

<会長>

この会は、開催回数は少ないけれど芦屋らしい地域自立支援協議会にするため、言い放しにしない、課題として残さないため追跡調査をして評価の報告していただきました。続いてメンタルサポートセンターからお願いします。

<メンタルサポートセンター相談支援事業>

前回の自立支援協議会であげた課題についての報告をします。

1 退院後の社会生活に不安をもつ患者への支援について

長期入院患者の現状把握には医療機関からの情報提供が必要だが連携が取れていないため未実施で評価はAです。

2 退院後の支援について

本人、家族との相談を継続的に実施している。地域生活支援センターや保健師との定期的連絡や情報交換を行って現状把握に努めており評価はCです。

3 他市のグループホームの利用者への対応について

本来は住み慣れた地域で生活することが望ましく、今後、資源の整備が必要と考えB評価です。

4 退院後の生活を観察するための訪問活動について

小規模作業所や地域活動支援センターと連携をとり状況把握に勤めているのでC評価。

5 家族の病気の理解や対処の仕方への支援について

退院前から家族支援の必要があり、相談を行っており相談件数も増えている。電話相談を中心に個別に対処方法や情報提供をしている。また、メールの活用により相談にすぐに応じられるよう取り組んでおりC評価です。

6 ソーシャルワーカーとの関わりについて

メンタルサポートセンターの役割が十分に医療機関に伝わっていないため、積極的に働きかけをしていきたい。B評価です。

次に、解決困難な課題については、

1 高齢者生活支援センター、地域包括支援センターとの連携による複合ケースの支援をすすめるチームづくり

高齢の親と障がいの子の複合ケースが増加している。病気の早期発見と適切な支援を行うには、誰がどの時点で関わっていくのかの見極めが難しい。医療、保健、福祉が一体となったネットワークを整備することが必要。

2 就労支援関係機関によるネットワークの構築

職業準備支援から就業後支援までを一体的に出来るネットワークの整備が必要。相談支援

事業所がコーディネーターとして生活全体を見守る体制作りが必要。

<会長>

有難うございました。対象者と親が高齢化しておりそこから起こる問題や課題から包括支援センターとのつながりができてきている。ただいまの報告の中でも地域包括の問題が報告された。自立支援協議会でも近い将来地域包括支援センターとのかかわりについて協議が必要となる。続いて三田谷学園からお願いします。

<三田谷学園相談支援事業>

1 回目の自立支援協議会であげた課題について、

1 フォーマル，インフォーマルな資源の活用と他機関との連携

地域包括から相談のあった複合ケースで、ケースを通して地域包括支援センターとの協働により取り組みができるようになった。評価はC。

2 相談システムの構築の明確化

3 事業所との連携が始まったところなので構築中で評価はA。

3 本人も保護者も安心して生活ができる地域づくり

育成会に未加入の方からの相談が入ってきているが、個人の段階で成果が出ていない。評価はA。

4 児童の短期入所が安心して利用できる資源づくり

新しく出来る芦屋特別支援学校の中で新しい事業ができると聞いておりB評価。

5 知的障がいのある子どもの療育の場として市内で利用できる仕組みづくり

福祉センターで展開されるのでB評価。

解決困難な課題について

1 高齢者と障がいのある子どもの複合ケースが増えている。行政が把握していないケースで支援が必要となり地域包括からの発見でニーズが生じる。介護保険が適用されない60歳を過ぎた子どもへの支援が課題となっている。

2 保護者に障がい受容が出来ていない場合の相談は、学校に繋ぎたくても個人情報保護の観点から困難となっている。

3 金銭管理が必要な人に福祉サービス利用援助事業を利用したいが、収入が少ない人の場合は利用料等金銭問題で行き詰る。

<会長>

有難うございました。3つの事業所から多方面にわたる問題提起がされました。時間が迫っているので社会福祉協議会の意見をお聞きし次の議題のあと意見交換とします。

<社会福祉協議会>

福祉サービス利用援助事業について概要説明。

現在12世帯が利用。相談員が必要に応じて訪問し日常の金銭管理をしている。本人の状況により訪問回数や要する時間が違うが収入状況に応じて利用料がかかるので厳しい世帯もある。

<会長>

有難うございました。続いて芦屋市地域福祉推進協議会と権利擁護センターについて事務局の説明をお願いします。

<地域福祉課>

芦屋市地域福祉推進協議会(地域発信型ネットワーク)は現在立ち上げの準備の段階である。芦屋市では既に高齢者を中心としたネットワークが小地域ブロックで機能し、民生・児童委員、福祉推進委員、地域の代表者が連絡会を重ねているが、障がいや児童の問題を含め充実した地域発信型ネットワークシステムの設置を地域福祉計画の中に位置づけている。福祉センター内に総合相談窓口が設置されるのでますます地域のネットワークが大切になる。

<事務局>

障がい福祉の代表には自立支援協議会がはいる予定であることを補足説明。

続いて、権利擁護支援センター設置について担当者が欠席のため事務局から概要を説明。福祉センター内に権利擁護支援センターが設置されることで、これまでの高齢者に限ったものではなく障がいのある人の相談をうけることができるようになる。今年度は来年度に向けて今まで関わってきたケースの整理や障害者相談支援事業所の専門相談の出張相談も検討している。

<会長>

引き続き総合相談窓口について事務局の説明をお願いします。

<事務局>

総合相談窓口について概要説明。

総合相談窓口の導入により、相談のある方は福祉センターの相談窓口に来ていただければ、窓口担当がそれぞれの専門相談へとつなぎ相談ができる。また、障害者相談事業所を1箇所にする事で相談の集約ができ適切な対応につながる。

<会長>

ただいまの説明では総合相談窓口ですべての相談が出来るとなっているが、相談支援者が地域支援の情報をどれだけもっているかが問われることになる。相談支援事業所は大きな課題を抱えているが、これからどうするかはここで検討し相談支援者を支援する場としなければならない。残りの時間で意見を述べていただき残った課題は復活して次回に話し合いたい。

<野津委員>

医療との連携が現時点ではできておらず問題のあるところ。ネットワーク的になにも出来ないが医療側がその場に出て行くことがやりにくいのかも知れない。

<福田委員>

市内に13箇所の登録事業所があると聞いたが、すべての事業所が障がい者を受けているのかを知りたい。また、総合相談窓口に行けない人に対する対応については今後検討が必要。

<朝倉委員>

相談窓口の質をキープし横の連携により質を高めることが大事。質が良くなければどうしようもない。評価検証するシステムがいる。

<会長>

総合相談窓口の業務をだれが評価するのかの問題でスーパーバイザーがいる。行政の良いところを補完する民間との力を合わせて共同しなければ総合相談窓口の担当者が潰れる。

<木村委員>

総合相談窓口は大切だが、市内に福祉資源がどれだけあってどんなサービスを提供している

のか、その中の状況は具体的どうなのか等相談支援者は中身の濃い情報を持ち相談員で共有して欲しい。また、訓練等の具体的な相談でなく、子どもが将来どう育つのか、親がどう対応すればよいのか等の不安についての相談を受けた。まだ手帳の交付を受けていない場合はどこで相談できるのか。またどこに繋がればよいのかが分からない。

<会長>

親がどのようなルートをとって受容に至るかは非常に大事。先ほど説明のあった芦屋市地域推進協議会が有機的に活用するためには組織の中に市当局が入らなければ大きな流れが作れない。全市的にやるには市のトップが加わるのが大事で、冒頭に言ったが国も今それをしている。自立支援協議会からの意見として挙げてもらいたい。

<永岡委員>

障がい当事者の意見が述べられる場を設けて欲しい。

先ほど木村委員からも提案があったが、新たに市内の福祉マップの作成が必要。

<会長>

当事者の参加については国の流れで当たり前のことで当事者の目線を失わないことが大切。市が把握しているデータでオープンにできるものは出したほうが良い。

<平田委員>

精神障害者が地域に移行しようとするには受け皿の整備がいる。将来的にどのように作っていくかの検討を同時にしていかなければならない。

<久保崎委員>

相談員からは受けた相談をどこにもって行ってよいのか分からないとの声を聞く。情報が少ないことのジレンマを感じている。

<谷岡委員>

会長がいわれた総務部局をどれだけ巻き込むかが課題。加古川市では職員の研修計画の中に福祉施設での就労が入っておりそのプログラムを人事が作っている。芦屋市からハローワークに清掃の求人をいただくが、受けたとき必ず「あぶない」といわれる。各市とも市の中で雇用の場を考えている状況の中、臨時職であっても総務部局の理解が必要。また、ヘルパー資格をとっても軒並み断られている現状がある。芦屋市は事業所が少ないが資格を取って頑張ろうとしている人が他市で就職する。もう一つの問題点として、相談を受けた後に芦屋市のどこにつなげばよいか分からない。来年特別支援学校が出来ることを踏まえ中核になる受け皿が欲しい。

<会長>

相談者が孤立しかかっているが受け皿があれば相談を受けたときに通る。その仕組みづくりをこの会でしなければならぬ。木口財団の就労レストラン構想がつぶれた。今後は一から我々でできることはないかを探らなければならぬと強く思っている。その他意見がなければ閉会にします。次回は来年4～5月頃に開催の予定です。

<副会長閉会挨拶>

皆さんの立場で気付かれたその気付きが大きなくみづくりとなり、質の高い協議会に発展していくものと期待を持っています。

閉会。